

平成13年3月9日
長崎県警察本部訓令第3号
最終改正 令和6年2月22日

長崎県警察の組織の細目に関する訓令
(目的等)

第1条 この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第128条の規定に基づき、長崎県警察の組織の細目に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 警察本部及び警察署の組織の細目は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(首席参事官等の設置)

第2条 組織規則第85条から第91条まで及び第124条の規定に基づいて置く首席参事官、参事官、首席監察官、上席監察官、監察官、政策調整官、管理官、調査官、会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 警察本部長は、前項に定めるもののほか、特に必要がある場合は、調査官を置くことができる。

(警察本部の係等)

第3条 組織規則第10条及び第110条の規定に基づき警察本部の各課、科学捜査研究所、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校（以下「課等」という。）に置く係、隊及び班（以下「係等」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の係等の分掌事務は、各課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長（以下「課長等」という。）が、それぞれ定めるものとする。

3 課等に置く係等には、必要に応じ、小隊長等の隊長及び隊員並びに分駐班長等の班長及び班員を置くものとする。

4 課長等は、係等の分掌事務を定めたときは、事務分掌表（別記様式第1）を作成して、警察本部長に報告しなければならない。ただし、異動事項が少ない場合は、事務分掌異動報告書（別記様式第3）をもって代えることができる。

(警察署の係)

第4条 組織規則第121条第4項の規定に基づき警察署の各課に置く係は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の係の分掌事務は、警察署長が定めるものとする。

3 必要により交番に置く係及びその分掌事務は、警察署長が定めるものとする。

4 警察署長は、各課の係の分掌事務を定め、又は前項の規定により交番に置く係及びその分掌事務を定めたときは、事務分掌表（別記様式第2）を作成して、警察本部長に報告しなければならない。ただし、異動事項が少ない場合は、前条第4項ただし書の規定を準用する。

(主管の決定)

第5条 警察本部の事務で主管の明らかでない事項については、部相互間のものにあつては警察本部長が、課等相互間のものにあつては所管の部長が、課等の内部組織相互間のものにあつては所管の課長等が、それぞれ当該事項の主管を決定するものとする。

2 警察署の事務で主管の明らかでない事項については、警察署相互間のものにあつては

警察本部長が、警察署の内部組織及び下部機構相互間のものにあつては所管の警察署長が、それぞれ当該事項の主管を決定するものとする。

(臨時の組織)

第6条 警察本部の部長及び課長等並びに警察署長は、特に必要があるときは、警察本部長の承認を受けて、臨時の内部組織又は下部機構を設けることができる。ただし、警察本部の他の部にわたるもの又は他の警察署にわたるものについては、警察本部長がこれを設けるものとする。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、警察本部及び警察署の組織の細部事項に関し、必要な事項は、警察本部にあつては課長等が、警察署にあつては警察署長が、それぞれ定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成13年3月21日から施行する。ただし、第3条並びに別表第2中の広域機動警察隊に関する部分については、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年長崎県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成14年3月26日から施行する。ただし、第3条並びに別表第2中の警衛警備対策室及び組織犯罪対策室に関する部分については、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年長崎県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則 (平成15年長崎県警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成15年8月26日から施行する。

附 則 (平成16年長崎県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「厳原」を「対馬南」に、「上県」を「対馬北」に改める部分は、同年3月1日から適用し、第3条の改正規定並びに別表第1の改正規定中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める部分並びに別表第2の改正規定中生活安全部の部生活経済環境課の項の部分、刑事部の部組織犯罪対策課の項の部分及び組織犯罪対策室の項を削る部分並びに別表第3の改正規定中「保安係」を「生活経済環境係」に、「暴力犯係」を「組織犯罪対策係」に、「知能・暴力犯係」を「知能・組織犯罪対策係」に改める部分は、同年4月1日から、別表第2の改正規定中「福江」を「五島」に、「有川」を「新上五島」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年長崎県警察本部訓令第35号)

この訓令は、平成16年8月17日から施行する。

附 則 (平成17年長崎県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、同年4月1日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定中「捜査第一課管理官兼務」を「刑事総務課管理官」に、「捜査第一課」を「刑事総務課」に改める部分及び「刑事総務課」を加える部分
- (2) 別表第2の改正規定中刑事総務課及び捜査第一課に係る部分
- (3) 別表第3の改正規定中「東長崎」を削る部分及び「大瀬戸」を「西海」に改める部分

附 則 (平成18年長崎県警察本部訓令第2号)

1 この訓令は、平成18年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、同年4月1日から施行する。

- (1) 第3条の改正規定中自動車警ら隊及び自動車警ら隊長に係る部分
- (2) 別表第2の改正規定中自動車警ら隊に係る部分
- (3) 別表第3の改正規定中雲仙及び南島原に係る部分
(経過措置)

2 この訓令による改正前の長崎県警の組織の細目に関する訓令別表第3のうち国見、口之津及び小浜の適用にあつては、施行日から平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成19年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成19年3月16日から施行する。ただし、別記様式第1の改正規定中「事務吏員」を「事務職員」に改める部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成20年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。ただし、別表第3の改訂規定は、平成20年3月27日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年3月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、同年3月27日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定
- (2) 別表第1の1の表の改正規定中指導官等の部師範の項、地域指導官の項、通信指令官の項及び少年事件指導官の項に係る部分
- (3) 別表第3の改正規定

附 則（平成22年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中警務部の部庁舎建設室の項に係る部分及び別表第3の改正規定中稲佐警察署の部に係る部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中警備部の部警備課の項及び国体対策課の項に係る部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成25年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成26年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成28年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年3月18日から施行する。

附 則（平成29年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年長崎県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第2号）

1 この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

2 警察職員の配置定員に関する訓令（平成10年長崎県警察本部訓令第5号）は、廃止する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和4年10月3日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和5年6月20日から施行する。

附 則（令和6年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和6年3月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 警察本部

職名	配置先	階級等	備考
首席参事官	警務部	警視	組織基盤強化等担当
		警視	人身安全対策等担当
		警視	危機管理対策等担当
参事官	警務部	警視又は一般職員	必要に応じ置く。
	生活安全部	警視	必要に応じ置く。
	地域部	警視	必要に応じ置く。
	刑事部	警視	必要に応じ置く。
	交通部	警視	必要に応じ置く。
	警備部	警視	必要に応じ置く。
首席監察官	警務部	警視正	警務部参事官兼務
上席監察官	警務部	警視	
監察官	警務部	警視	監察課次席調査官兼務
		警視	警務課政策調整官兼務
		警視	警務課企画室長兼務
		警視	生活安全企画課管理官兼務
		警視	地域課管理官兼務
		警視	地域課地域企画指導室長兼務
		警視	刑事総務課管理官兼務
		警視	交通企画課管理官兼務
		警視	公安課管理官兼務
政策調整官	警務課	警視	警務部監察官兼務
管理官	生活安全企画課	警視	警務部監察官兼務
	地域課	警視	警務部監察官兼務
	刑事総務課	警視	警務部監察官兼務
	交通企画課	警視	警務部監察官兼務
	公安課	警視	警務部監察官兼務
調査官	総務課	警視又は一般職員	秘書担当
	会計課	警視又は一般職員	予算担当
	警務課	警視又は一般職員	給与担当
		警視又は一般職員	術科指導担当
	生活安全企画課	警視又は一般職員	指導担当
	人身安全・少年課	警視又は一般職員	指導担当
	生活安全捜査課	警視又は一般職員	指導担当
	刑事総務課	警視又は一般職員	指導担当
	捜査第一課	警視又は一般職員	広域捜査担当
	捜査第二課	警視又は一般職員	重要知能犯統括担当
	組織犯罪対策課	警視又は一般職員	組織犯罪対策担当
	交通規制課	警視又は一般職員	管制担当

運転免許管理課	警視又は一般職員	行政処分担当
公安課	警視又は一般職員	総合情報分析担当
警備課	警視又は一般職員	実施担当
外事課	警視又は一般職員	情報分析担当

2 警察署

職名	配置先	階級等
会計官	長崎、浦上、諫早、佐世保	一般職員
地域交通官	長崎	警視
刑事生活安全官	長崎、浦上、諫早、佐世保	警視
警備官		警視

別表第2 (第3条関係)

部	課等	係等
警務部	総務課	庶務係、渉外係
	公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
	取調べ監督室	取調べ監督係
	広報相談課	庶務係
	広報室	広報係
	犯罪被害者支援室	被害者支援係
	情報公開センター	情報公開係
	警察安全相談室	警察安全相談係
	音楽隊	音楽隊係
	会計課	庶務係、予算係、調度係、契約係
	監査室	監査指導係、出納係
	警務課	庶務係、給与係
	企画室	企画第一係、企画第二係、企画第三係
	人材育成室	人事第一係、人事第二係、採用係、教養係、術科指導係、機関誌係
	装備施設課	庶務係、装備第一係、装備第二係、電話交換係
	施設管理室	管財係、営繕係、庁舎建設係
	情報管理課	庶務係、照会センター第一係、照会センター第二係、照会センター第三係、文書係
	電算企画開発室	企画指導係、運用管理係、技術開発係
	監察課	庶務係、企画係、表彰係、調査係、訟務係
	厚生課	庶務係、企画・出納係、共済係、厚生係
健康管理室	健康管理係	
留置管理課	庶務係、指導・管理係、護送係、護送係佐世保分駐班	
生活安全部	生活安全企画課	庶務係、企画指導係
	犯罪抑止対策室	安全・安心推進係、ニセ電話詐欺対策係、子供・女性安全対策係

	許可業務指導室	営業第一係、営業第二係、保安係
	人身安全・少年課	庶務係、企画指導係、行方不明・虐待対策係、現場支援係、初動対策第一係、初動対策第二係、初動対策第三係
	少年サポートセンター	少年サポート係、県南少年サポート係、県北少年サポート係
	生活安全捜査課	庶務係、企画指導係、特捜第一係、特捜第二係、特捜第三係
	サイバー犯罪対策課	庶務係、企画指導第一係、企画指導第二係、サイバーセキュリティ対策係、サイバー犯罪特捜第一係、サイバー犯罪特捜第二係、捜査支援係
地域部	地域課	庶務係
	地域企画指導室	企画第一係、企画第二係、安全対策係、船舶係、指導係、職務質問技能指導班
	鉄道警察隊	本隊、佐世保分駐隊
	通信指令課	庶務係、企画指導係、第一係、第二係、第三係
	自動車警ら隊	庶務係、企画指導係、本隊第一係・第二係・第三係、県央分駐隊第一係・第二係・第三係、県北分駐隊第一係・第二係・第三係
刑事部	刑事総務課	庶務係、企画指導係
	捜査支援室	手配共助係、手口係、統計係、情報分析支援係
	取調べ指導室	取調べ・傍受指導係、刑事公判対応係
	渉外捜査室	渉外捜査係
	捜査第一課	庶務係、強行犯係、強行犯特捜係、盗犯係、盗品捜査係、盗犯特捜係、特殊犯係、性犯罪捜査指導係
	検視官室	検視指導係、県南検視係、県北検視係
	捜査第二課	庶務係、企画指導係、告訴・告発係、企業財務特捜係、知能犯特捜第一係、知能犯特捜第二係
	組織犯罪対策課	庶務係、企画指導係、犯罪収益解明係、匿名・流動型犯罪グループ実態解明係、匿名・流動型犯罪グループ対策特捜係、暴力団指定係、暴力団対策特捜係、薬物銃器対策特捜係、国際犯罪捜査係
	特殊詐欺捜査室	特殊詐欺特捜係、特殊詐欺連合捜査係
	行政・企業対象暴力対策室	行政・企業対象暴力対策係、暴力団排除係
	鑑識課	庶務係、指導・現場係、足痕跡係、写真係、指紋係、資料管理係
	機動鑑識隊	機動鑑識長崎第一係・第二係・第三係、機動鑑識佐世保第一係・第二係・第三係
	科学捜査研究所	庶務係、法医係、化学係、物理係、文書・心理係
機動捜査隊	庶務係、本隊第一係・第二係・第三係、県北分	

		駐隊第一係・第二係・第三係
交通部	交通企画課	庶務係、安全教育係、安全係
	┆交通企画指導室	企画係、指導係、分析係
	交通指導課	庶務係、反則通告係、取締・暴走族対策係
	┆交通捜査室	交通事件特捜係、事件管理係、交通鑑識指導係、県南交通鑑識捜査係、県北交通鑑識捜査係
	┆駐車対策室	駐車対策係
	交通規制課	庶務係、企画係、規制係、協議係、標識標示係、信号係、管制係
	運転免許管理課	庶務係、行政処分係、調査係
	┆運転免許試験場	免許係、安全運転相談係、電算登録係、運転免許高度化対策係、学科・適性試験係、技能試験係、教習係
┆安全運転学校	講習指導係、高齢運転者支援係	
┆長崎運転免許センター	免許係	
交通機動隊	庶務係、事件係、企画指導係、交通特命捜査係、本隊第一係・第二係・第三係、島原分駐隊島原分駐係、県北分駐隊第一係・第二係	
高速道路交通警察隊	庶務係、企画事件係、本隊第一係・第二係・第三係、佐世保分駐隊第一係・第二係・第三係	
警備部	公安課	庶務係、企画係、情報第一係、情報第二係、情報第三係、事件係、文書係
	警備課	庶務係、実施係
	┆警衛警護室	警衛警護係
	┆危機管理対策室	危機管理係、災害係
	┆航空隊	企画係、飛行係、整備係
	外事課	庶務係、企画係、情報第一係、情報第二係、情報第三係、情報第四係、事件・外国人係、経済安全保障対策係
	┆国際テロ対策室	国際テロ対策第一係、国際テロ対策第二係
警衛対策課	総括・庶務係、実施第一係、実施第二係、交通係	
機動隊	庶務係、企画指導係、会計・厚生係、第一小隊、第二小隊、第三小隊	
警察学校	庶務・厚生係、会計係、指導係、教務係、術科係	

別表第3（第4条関係）

警察署	課	係
長崎	警務課	警務係
	留置管理課	留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係

	生活安全課	生活安全第一係、生活安全第二係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	捜査支援課	捜査支援係
	刑事第一課	庶務係、強行犯係、盜犯係、鑑識係
	刑事第二課	庶務係、知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	交通総務係、交通指導係、交通捜査係、交通特命捜査係、交通規制係
	警備課	警備第一係、警備第二係、警備第三係
	外事課	外事第一係、外事第二係、外事第三係
大浦	警務課	警務係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	庶務係、捜査第一係、捜査第二係、鑑識係
	交通課	交通総務係、交通指導捜査係、交通特命捜査係
	警備課	警備係、外事係
浦上	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全第一係、生活安全第二係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	捜査支援課	捜査支援係
	刑事第一課	庶務係、強行犯係、盜犯係、鑑識係
	刑事第二課	庶務係、知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	交通総務係、交通指導係、交通捜査係、交通特命捜査係、交通規制係
	警備課	警備第一係、警備第二係、外事係
時津	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	庶務係、強行犯係、盜犯係、知能・組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通総務係、交通指導捜査係、交通特命捜査係
	警備課	警備係、外事係
西海	警務課	警務係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域交通課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通係
	警備課	警備係
諫早	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係

	生活安全課	生活安全第一係、生活安全第二係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	捜査支援課	捜査支援係
	刑事第一課	庶務係、強行犯係、盜犯係、鑑識係
	刑事第二課	庶務係、知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	交通総務係、交通指導係、交通捜査係、交通特命捜査係、交通規制係
	警備課	警備係、外事係
雲仙	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	捜査第一係、捜査第二係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
島原	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	捜査第一係、捜査第二係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
南島原	警務課	警務係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
大村	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	庶務係、強行犯係、盜犯係、知能・組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通総務係、交通指導捜査係、交通特命捜査係
	警備課	警備係、外事係
川棚	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係

	警備課	警備係
早岐	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	會計課	會計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	刑事課	庶務係、強行犯係、盜犯係、知能・組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通総務係、交通指導捜査係、交通特命捜査係
	警備課	警備係
佐世保	警務課	警務係
	留置管理課	留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	會計課	會計係
	生活安全課	生活安全第一係、生活安全第二係、生活安全捜査係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	捜査支援課	捜査支援係
	刑事第一課	庶務係、強行犯係、盜犯係、鑑識係
	刑事第二課	庶務係、知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	交通総務係、交通指導係、交通捜査係、交通特命捜査係、交通規制係、交通管制係
	警備課	警備第一係、警備第二係、警備第三係
	外事課	外事第一係、外事第二係、外事第三係
相浦	警務課	警務係
	會計課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
江迎	警務課	警務係
	會計課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
松浦	警務課	警務係
	會計課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
平戸	警務課	警務係、留置係、看守第一係、看守第二係、看守第三係
	會計課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係

	地域課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
五島	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	刑事課	捜査第一係、捜査第二係、鑑識係
	地域課	企画指導係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
新上五島	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域交通課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通係
	警備課	警備係
壱岐	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域交通課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通係
	警備課	警備係
対馬南	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
対馬北	警務課	警務係、留置係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係、鑑識係、生活安全係
	地域交通課	企画指導係、船舶係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通係
	警備課	警備係

別記様式第1 (第3条関係)

事 務 分 掌 表

長崎県警察本部〇〇部〇〇課 (〇.〇.〇現在)

部 長	〇〇部長 警視正 〇〇〇〇 (電話)					区分	定 員	現 員
	警務部首席参事官 (〇〇担当) 警 視 〇〇〇〇 (電話)					階級		
首席参事官	警務部首席参事官 (〇〇担当) 警 視 〇〇〇〇 (電話)					警 視 正		
課 長 等	参事官 警 視 〇〇〇〇 (電話)					警 視		
管理官・次席等	警 視 〇〇〇〇 (電話)					警 部 補		
調査官等					〇〇官 警視 〇〇〇〇 (電話)	巡 査 部 長		
課長補佐	警 部 〇〇〇〇 (電話)	事務職員 〇〇〇〇 (電話)		警 部 〇〇〇〇 (電話)		巡 査		
係 名	庶務係	〇 〇 係	〇 〇 係	〇 〇 係	〇 〇 係	計	備 考	
係 長	警部補 〇〇〇〇 (電話)	事務職員 〇〇〇〇 (電話)				一 般 職 員		
主 任	巡査部長 〇〇〇〇 〇〇〇〇					合 計		
係 員	巡 査 〇〇〇〇 事務職員 〇〇〇〇					備		
所掌事務	1 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 2 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 3 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇					考		

(注) 1 首席参事官の枠には、首席参事官の担当業務を所掌する所属のみ記載する。
 2 (電話) は、卓上及び自宅の電話を記載する。係共通使用のものは、(番号のみ)とする。

別記様式第2 (第4条関係)

事 務 分 掌 表

(選別電話番号 ○○○)

○○○警察署 (○.○.○現在)

署 長 副 署 長	署長 警視正 ○○○○ (電話)	副署長 警視 ○○○○ (電話)					区分 階級	定員	現員
刑事生活安全官等	○○官 警視 ○○○○ (電話)								
課 名	○ ○ 課	地 域 課					警 視 正		
課 長	警部 ○○○○ (電話)	警部 ○○○○ (電話)					警 視		
係 名			企 画 指 導 係	自 警 動 ら 車 班	交 番 ・ 駐 在 所 名		警 部 補		
係 長							巡 査 部 長		
主 任							巡 査 計		
係 員			一 係		一 係		一 般 職 員		
所 掌 事 務			二 係		二 係		合 計		
			三 係		三 係		備 考		

(注) (電話) は、卓上電話及び自宅電話を記載する。

